

田園環境都市おやまビジョン策定業務委託に係る事業者選定

簡易公募型プロポーザル 実施要領

令和5年12月

小山市 総合政策部 田園環境都市推進課

1 事業名

田園環境都市おやまビジョン策定業務委託

※本事業は、「令和6年度小山市一般会計予算(令和6年2月小山市議会定例会)」の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。令和6年4月からの円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

2 プロポーザル実施の目的

小山市では、生態系の頂点に立つコウノトリが定着・繁殖するラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」を擁する、都市環境と田園環境が調和したまちとして、小山市の現在の環境を将来にわたり維持向上させていくため、これからのまちづくりを「田園環境都市おやま」と呼び、SDGsの実践と一体化したまちづくりに取り組もうとしています。

本業務において、市民と市職員が主体となって、市内各地区の「地域の中の大切なもの」を見つけ出しながらビジョン策定に向けて取り組むことで、これからのまちづくりに向けた指針の共有が可能になります。さらに、それらを施策に反映することで持続可能な「田園環境都市おやま」を具現化させるとともに、市民・企業・行政など各主体に「田園環境都市おやま」を浸透させて各種取組みの深化を図り、住み続けたいまちを実現しようとするにあたり、そのビジョン策定に関して最適な事業者を公平性及び透明性を持った簡易公募型プロポーザル方式により、選定することを目的とします。

3 事業の概要

「田園環境都市おやまビジョン策定業務委託仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結した日から令和7(2025)年3月31日まで

5 委託上限額

19,202,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- ① 令和5(2023)・6(2024)年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に、営業種目が「行政政策コンサルティング」及び登録地区が「市内」又は「県内」として登録するための申請を完了している者
- ② 本業務は 3 ヶ年にわたる事業の一環であり、前年度実績と同等またはそれ以上の業務の質の水準が求められる。このため、同種または類似の、地域ビジョン・まちづくり

構想に関して、自然・社会・人文科学の見地からの総合的な地域調査及びとりまとめ業務における、当事業の前年度実績と同等以上の質を有した実績があることを必要とする。なお、当事業の前年度実績においては、風土性の調査と考究に関する(公社)日本地理学会認定専門地域調査士の作業が有効であったことを鑑み、本業務においても同資格を有する者が各地区の風土性調査を行うことが望ましい。

- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 24 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7 スケジュール

(1)実施要領等の公表

令和5年12月1日(金)

・本市のホームページにて公表する。

[URL: <https://www-city-oyama-tochigi-jp.cache.yimg.jp/>]

(2)質問書の受付

令和5年12月11日(月)午後3時必着

・質問書(様式5)により作成の上、電子メールで提出すること。

(3)質問に対する回答

令和5年12月15日(金) 予定

・本市のホームページにて公表する。

(4)参加表明書の受付

令和5年12月22日(金)午後3時必着

・参加表明書(様式1)を作成し、事前に電話連絡の上、持参(土曜日及び日曜日を除く、午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便又は特定記録郵便に限る)により提出すること。

(5)提出書類の受付

令和6年1月15日(月)午後3時必着

・「8 提出書類及び作成要領」に記載の書式により作成し、事前に電話連絡の上、持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便又は特定記録郵便に限る)により提出すること。

(6)審査委員会の実施

令和6年1月中旬 書類審査予定

(7)審査結果の公表

令和6年2月上旬 予定

・本市のホームページにて公表すると同時に、参加事業者に書面により通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(8) 契約の締結

令和6年2月下旬～3月中旬 予定

8 提出書類及び作成要領

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の①～④の書類を正本1部、副本6部及び⑤の書類を正本1部作成して提出すること。

- ① 誓約書(様式2)
- ② 事業者概要(様式3-1)
- ③ 業務実績(様式3-2)
- ④ 企画提案書
 - ・業務実施体制(様式4-1)
 - ・業務実施方針・作業工程(様式4-2)
 - ・下記「特定テーマ」についてまとめたもの(様式4-3)

「特定テーマ」

1 田園環境都市おやまビジョンについて、作成過程及び完成後において、市民及び企業へ浸透させるための周知方法についての提案

- ⑤ 参考見積書(任意様式)

9 優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において「(2)評価基準」に基づき審査する。

(2) 評価基準

審査における評価基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の着眼点	評価基準
業務実績 (20点)	妥当性	同種・類似業務の実績があるか。
業務実施体制 (10点)		業務を履行できる体制となっているか。 従事者の実績は十分か。
業務実施方針等 (40点)	創造性 現実性	業務の実施方針、作業工程等は妥当か。
特定テーマ (30点)	資料作成能力	特定テーマについて、的確かつ創造性・現実性のある提案となっているか。

(3) 審査評価及び事業者選定

審査委員会において、審査の結果を評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

10 提案にあたっての留意事項

(1) 提出書類に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正、及び再提出はできないものとする。
- ④ 公正公平な審査を行うため、副本には参加事業者の特定ができるような記載（社名、ロゴマーク等）をしないこと。
- ⑤ 提出書類は、本プロポーザルの選定以外において参加事業者が無断で使用しない。
- ⑥ 提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないとき。
- ③ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ⑤ その他、本市が不適格と認めたとき。

(3) その他

- ① 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、本市が、選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ② 提出書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行う。
- ③ 参加に関して必要となる費用は、参加事業者の負担とする。
- ④ 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は審査を中止することがある。
- ⑤ 参加事業者が1者であっても、審査を実施する。
- ⑥ 参加の辞退は自由であり、辞退の以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6）〈正本 1部〉を提出するものとする。
- ⑦ この要領に定めるものの他、必要な事項は本市が別に定める。

11 問い合わせ先、質問書、参加表明書及び提出書類提出先

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号 市役所6階
小山市 総合政策部 田園環境都市推進課 政策推進係
電話 0285-22-9379 FAX 0285-22-9546
電子メール：d-denen*city.oyama.tochigi.jp
セキュリティ上、*をアットマークに読み替えてください